

令和7年度随意契約一覧表【市民人権部】

令和8年1月1日から令和8年3月31日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）		契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
環境衛生課	一般廃棄物（ペットボトル）収集運搬業務	令和8年1月22日	阪南清掃株式会社、藤野興業株式会社	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	34,649,000	市内から発生する一般廃棄物（ペットボトル）の収集運搬業務を委託するもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号で定めるものについて、両社は長年にわたる一般廃棄物の収集運搬実績を有し、人員・車両など必要な資機材を保有、地勢や交通状況、集積所配置を熟知している為、天候悪化や道路障害時にも代替ルートや追加体制で柔軟に対応でき、安定かつ効率的に業務を履行できる。また両社が互いに保証人となり、突発的な有事でも互いに支援し収集運搬を支障なく継続できる為、随意契約とする。
環境衛生課	令和8年度 市営葬儀業務（単価契約）	令和8年2月20日	株式会社安楽社、株式会社花仙葬祭、株式会社花安	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	47,421,000	簡素にして厳粛な葬儀を、広く市民に利用していただくための市営葬儀業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	市営葬儀条例施行規則第2条（葬儀の執行）「富田林市営葬儀（以下「葬儀」という。）の執行は、市長が指定する葬儀業者（以下「指定葬儀業者」という。）に委託して行う。」及び、第3条に基づき、三業者（市営葬儀指定業者）と契約を行うことを希望するものです。富田林市営葬儀（以下「葬儀」という。）の執行は、市長が指定する葬儀業者（以下「指定葬儀業者」という。）に委託して行う。
環境衛生課	令和8年度アライグマ等対策業務	令和8年2月17日	株式会社里山環境保護管理センター	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	3,789,000	大阪府アライグマ防除実施計画または鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づくアライグマ等対策業務について、市民との連絡体制を整備し、アライグマ等の捕獲檻の貸出・捕獲及び殺処分措置を一元体制で行うことで、本市のアライグマ等に対する生活環境被害及び農作物被害抑止等の円滑な推進を図る。また、捕獲協力者に対して適切かつ効率的な捕獲指導を行い、日本古来の生態系の維持を推進する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	アライグマ等対策業務は、連絡体制の設置、捕獲檻の貸出運搬・捕獲及び殺処分措置を一元体制で実施し、そのためには連絡窓口の設置及び狩猟免許や高度な専門知識と技術・経験を要するが、本市登録業者のうち同業務を適正に遂行できる他市町村等の実績や能力を有し、参入可能な業者が同社のみであったため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、特命随意契約とするものである。
市民窓口課	戸籍情報システム改修業務（振り仮名__市町村長記録対応）	令和8年2月6日	アトラス情報サービス株式会社	契約の翌日	～ 令和8年3月31日	3,789,500	法改正により戸籍に振り仮名を記録することとなりましたが、届出がない人については、市町村長記録として本市の戸籍情報システムに記録する必要があります。つきましては、大量の戸籍人において上記の対応を行う必要があることから当該システムを改修するものです。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	アトラス情報サービス株式会社は、本市の業務仕様に合わせた戸籍情報システムを設計し、導入した業者であることから、日常的な運用保守についても同社に委託している。また、当該業務はシステムの状況を最も熟知していることから同社と契約を締結するのが最適であるため。
市民窓口課	戸籍情報システム改修業務（共同親権対応）	令和8年2月6日	アトラス情報サービス株式会社	契約の翌日	～ 令和8年3月31日	3,836,800	父母の離婚後等のこどもの利益を確保するために、令和6年5月17日に民法等の一部を改正する法律が成立し同月24日に公布され、施行は公布の日から2年以内で政令で定める日とされました。これに伴い本市の戸籍情報システムに共同親権にかかる記載を可能とする改修を行うものです。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	アトラス情報サービス株式会社は、本市の業務仕様に合わせた戸籍情報システムを設計し、導入した業者であることから、日常的な運用保守についても同社に委託している。また、当該業務はシステムの状況を最も熟知していることから同社と契約を締結するのが最適であるため。
市民窓口課	戸籍総合システム利用及び保守業務	令和8年2月9日	アトラス情報サービス株式会社	令和8年2月10日	～ 令和8年3月31日	2,222,000	標準準拠システムへ移行したことに伴う令和8年2月10日以降の戸籍総合システムの利用及び保守に関する業務一式	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同者と契約を締結するのが最適であるため。
市民窓口課	令和8年度 住民基本台帳ネットワークシステム保守業務	令和8年3月13日	日本電子計算株式会社大阪支店	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	4,004,880	住民基本台帳ネットワークシステム保守業務一式 住民基本台帳ネットワークシステムを正常に維持するための業務を行う。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの導入業者であり、本市のシステムの内容や運用設定・機器の接続構成を熟知し、また、障害に対応した技術情報を備えており、迅速な障害対応を含む本業務の履行が可能のため。